

財務省告示第二百三十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十八年五月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百四十四回）

二 発行の根拠 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項及び財政融資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）

三 振替法の適用等 第五条第一項

社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に発行される入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において応募の決定を受けた各申込みの応募

六

イ

発

入 価 行 争 非 者
札 格 行 入 価 ・
発 競 額 札 格 第
行 争 額 発 競

八 口

行 争 非 者 特 国
入 価 ・ 別 債
札 格 第 参 市
発 競 加 場

千 利 第 国 百 利 第 国 億 は づ 会 百 面 行 十 円 九 債 の 例 政 う 億 額 込
 三 付 一 債 九 付 一 債 千 ぎ 計 九 金 し 一 百 九 に 規 等 運 ち 円 面 みの
 百 国 項 整 十 国 項 整 八 額 発 法 十 万 額 で 利 条 第 一 財 十 百 九 つ 定 に 関 の 営 の 平 金 額
 四 債 の 理 基 億 三 債 の 理 基 九 面 行 第 五 円 千 付 国 項 の 資 融 十 九 十 いて 基 づ する ため 十 八 年 度 一 兆 五 千 四 百 五 十 七
 十 六 億 円 いて 基 づ 特別 会 計 法 第 五 条 額 面 金 額 七 千 二 百 五 十 七 億 円 特別 会 計 法 第 五 条 額 面 金 額 一 兆 五 千 四 百 五 十 七
 額 面 金 額 七 千 二 百 五 十 七 億 円 特別 会 計 法 第 五 条 額 面 金 額 一 兆 五 千 四 百 五 十 七 億 円 特別 会 計 法 第 五 条 額 面 金 額 一 兆 五 千 四 百 五 十 七 億 円

込
みの
応募
額を
割り
当てる。

口

十
三

十
四

十
六

入札発行

非競争入

札発行、

国債市場

特別参加

者・第

非競争

争入札

行及び

債市場特

別参加者

・第

資格非

入札競争

利率

初期

子

第二期以後

の利息

償還

償還

金額

十九銭五厘以上のそれぞれの応募価格
額面金額百円につき百円二厘

年〇・七パーセント

平成十八年十一月十五日を支払

期とし、次の算式により算出し

た金額を支払う。ただし、支払

期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払う（以

下、次号及び第十五号において

規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年五月十五日及び十一月十五

日を支払期とし、各支払期にお

いて、その日以前六箇月に属す

る利息を支払う。

平成二十年五月十五日

額面金額百円につき百円

十 十 十
九 八 七

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 者 参 所 金
日 加 加 支

平 財 日
成 務 本
十 大 銀
八 臣 行
年 か ら
五 通 知
月 受 け
十 受 け
五 取 得
日 者